

大阪市告示第423号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年3月26日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 旭屋内プール 水泳場	令和7年4月1日（火）	午前9時から 正午まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 旭屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年4月2日（水）から 同月4日（金）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年4月7日（月）	
	令和7年4月9日（水）から 同月11日（金）まで	
	令和7年4月14日（月）	
	令和7年4月16日（水）から 同月18日（金）まで	
	令和7年4月21日（月）	
	令和7年4月23日（水）から 同月25日（金）まで	
	令和7年4月28日（月）から 同月29日（火）まで	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)